

## Introduction

みなさん、こんにちは、ハピです。みなさんの資産形成を考える上で必要となる金融・経済用語を基礎からご紹介します。妹のハナと一緒にゆっくり勉強していきましょう！



**ハピ**

世界初の犬のファンド・マネジャー、「ワンド・マネジャー」として働く金融のエキスパート。すべてのお客様にハッピーをお届けするため、世界中を駆け回ります！



**ハナ**

お金や経済のことはサッパリわからないけど、兄のハピにはめっっぽう強気。つみたてNISAが始まったことを知って、「自分もチャレンジしたい」とやる気MAXです！



## ドルコスト平均法 Part 1



そろそろ私も投資信託を買ってみようって思うの。でも、タイミングが難しいのよね。だって、今が「安い」のか、それとも「高い」のか、誰も教えてくれないもの。



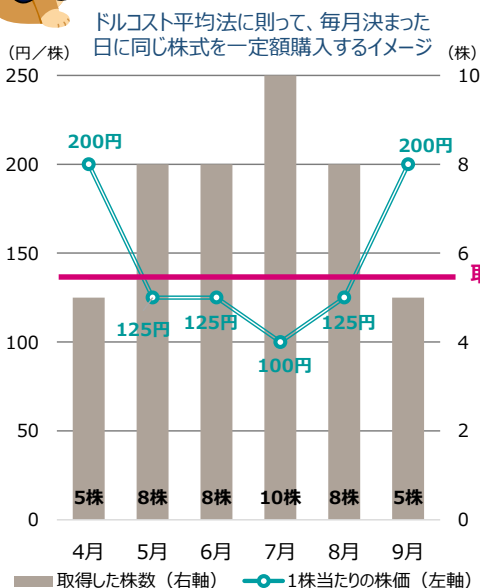
投資のタイミングは確かに難しいよね。だからこそ自分の投資の目的を考えてみてほしいんだ。その投資は1年先のため？それとも10年先のため？長期投資を目指しているなら、「ドルコスト平均法」という考え方があるよ。

なにそれ？なにそれ？ドルが付くってことは、アメリカに関係あること？  
なんだか難しそうね～。



詳しく解説する  
ワン！

## ドルコスト平均法って何？①



### ドルコスト平均法とは

ドルコスト平均法とは、定期的に一定の金額分を同じ商品に投資するという投資の方法だよ。

例えば、左のグラフはある株式を毎月決まった日に千円ずつ購入したときのイメージを示したものだよ。

投資を始めた4月は株価が200円だったので5株取得できた。その後も株価が下落した時には取得できた株数が増えていることが分かるよね。

これを続ければ、投資対象の価格が変動する中でも、時間とお金を分散しているので投資の平均取得単価を抑えること、つまりリスクを抑えることにつながるんだ。これがドルコスト平均法の基本的な考え方だよ。

あ、今ハナちゃん、「ドルコスト平均法って積立みたい」って思ったでしょ。

次回は二つの積立を例に、ドルコスト平均法についてより詳しく説明するよ。

- ちなみに、ドルコストと言うけれど、ドル通貨に限定したものではないんだよ。ドルコスト平均法を英語にするとDollar-Cost Averagingというんだけど、ここでいうドルは通貨という意味よりも、お金という意味合いで使われているみたいだね。調べてみたら、Pound-Cost Averaging (日本語にすると、ポンドコスト平均法かな?) という言葉もあるようだよ。

※ 上のグラフはドルコスト平均法をご説明するためのイメージ図であり、実際の株式市場の動きや株式の売買を例とするものではありません。また、上記説明には金融機関等での手数料等は含んでいません。



## ご留意事項

### ●投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価値が変動します。したがってお客様のご投資された金額を下回ることもあります。

また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご購入に際しては、事前に最新の投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面の内容をご確認の上、ご自身で判断して下さい。

### ●投資信託に係る費用について

【お申込みいただくお客様には以下の費用をご負担いただきます。】

- 購入時に直接ご負担いただく費用・・・購入時手数料 上限3.78%（税抜3.50%）
- 換金時に直接ご負担いただく費用・・・信託財産留保額 上限0.5%
- 投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用・・・運用管理費用（信託報酬） 上限2.0304%（税抜1.88%）
- その他費用・・・上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。  
投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等でご確認下さい。

### 《ご注意》

上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、ドイツ・アセット・マネジメント株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託の運用による損益は、すべて受益者に帰属します。投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元本及び利息の保証はありません。投資信託は、預金または保険契約ではないため、預金保険及び保険契約者保護機構の保護の対象にはなりません。登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご購入に際しては、事前に最新の投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面の内容をご確認の上、ご自身で判断して下さい。

なお、当社では投資信託の直接の販売は行っておりませんので、実際のお申込みにあたっては、各投資信託取扱いの販売会社にお問合せ下さい。

ドイツ・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第359号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人投資信託協会、

一般社団法人日本投資顧問業協会、

一般社団法人第二種金融商品取引業協会